

長崎県立大学学部教授会規程

〔平成20年4月1日〕
規程第1号

改正 平成27年3月3日規程第2号

改正 平成30年3月6日規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則(平成20年規則第1号)第13条の2第5項の規定に基づき、学部教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正[平成27年規程第2号]

(会議)

第2条 学部教授会の会議は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部教授会の会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、原則として毎月1回開催する。

4 臨時会は、学部長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

5 議長に事故があるとき、又は議長が必要と認めるときは、あらかじめ議長の指名する専任の教授である構成員がその職務を代行する。

一部改正[平成27年規程第2号]

(議案の提出及び通達)

第3条 学部教授会で審議すべき議案は、学部長が提出するものとする。

2 学部教授会の構成員は、議案を提出することができる。ただし、会議定例日前5日までに学部長に申し出るものとする。

3 学部教授会に上程する議案は、学部長がこれを整理し、あらかじめこれを全構成員に通達する。

4 緊急審議を要する場合は、学部長は、学部教授会に諮り、臨時に議案を提出することができる。

一部改正[平成27年規程第2号]

(議事)

第4条 学部教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 学部教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学部教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とするものとする。

3 投票により議決する場合は、無記名投票をもってこれを行う。

一部改正[平成27年規程第2号]

(長期欠席者の取扱い)

第5条 留学、出張その他の事由により、引き続き2か月以上学部教授会に出席できない者があるときは、その期間当該者を学部教授会の構成員の員数から除外する。

一部改正[平成27年規程第2号]

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 学部教授会の議事録は、事務局職員が作成し、議長及び当該会議に出席した専任の教授である構成員1人がこれを確認の上、署名する。

2 学部教授会の議事録は、事務局が保管し、構成員の要求があるときは、これを提示しなければならない。

一部改正[平成27年規程第2号]

(庶務)

第8条 学部教授会の庶務は、学生支援部学生支援課において処理する。

一部改正[平成27年規程第2号、平成30年規程相30号]

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学部教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第2号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。